

リフォーム用

製品本体保証

保証
製品
本体

ケイミュー株式会社では元請業者様(住宅会社様、工務店様)に対して「リコロニー」本体について「製品本体保証」を実施しています。

■保証内容

- ①表面塗膜側より腐食による穴あきが発生しないこと。
- ②腐食による著しい赤錆の発生がないこと。
(赤錆の発生面積が全施工面積の5%以下であること)
- ③塗膜の膨れ、剥がれ、割れが2m離れて目立たないこと。
但し、変褪色は含まない。

但し、現地で加工された部位は除く。また、他社製品と混同して使用された場合は除く。

なお、保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものと致します。

■保証期間

日本国内(沖縄および離島を除く)の通常的环境下において本製品の施工完了日より以下の期間とします。

- 穴あきについては25年
- 赤錆については10年
- 塗膜の不具合については10年

※但し、本保証に基づき補償が行われた場合、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とします。

■保証条件

以下の①～⑤の条件をすべて満たすこととします。

- ①保証書が発行された **リフォーム物件**。
- ②施工チェックリストが提出された物件。
- ③弊社が定めた「設計施工マニュアル」(施工当時の最新版)に従って、設計施工された日本国内(沖縄および離島を除く)の物件。
- ④弊社カタログおよび弊社設計施工マニュアル記載内容等に準じた施工、および適切なメンテナンスがなされていること。かつ建築基準法や関係する法律に準じていること。
- ⑤不具合が発見されたとき、元請業者様より速やかに弊社にその不具合について通知していること。

※本製品は、基準通りの下地、標準施工および長期に亘る安定した建物構造を前提として品質が発揮されます。

■保証対象者

元請業者様(住宅会社様、工務店様)を対象とします。

保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を第三者へ譲渡・承継し、あるいは担保の用に供することは出来ません。

■補償方法

不具合が生じた損傷部分を限度として、不具合の発生していない部分と同等程度の性能に修復させるものとし、次のいずれかの方法をもって対応いたします。いずれの補償方法によるかは元請業者様と協議のうえ、弊社が決定させていただきます。

- ①不具合部分の部分補修
- ②その他最も適切と認められた方法による補償

■免責事由

以下の事由により不具合が発生した場合には、保証の適用を除外します。

- ①弊社設計施工マニュアルに記載された設計基準に反する立地条件、設計がなされている場合。
- ②弊社設計施工マニュアルに記載された標準施工法に反する施工、或いは施工業者による施工上の瑕疵、或いは不法行為、債務不履行等に因る場合。
- ③元請業者様の施工管理が十分になされなかったことに因る場合。
- ④現場での乱雑な運搬・保管、取扱いに因る場合。
- ⑤現地調達品(釘、ビス等)等弊社純正部材以外の不具合に因る場合。
- ⑥屋根工事完了後における増改築・補修並びに太陽光発電システムやアンテナ等の設備或いは付属品等の取付けに因る場合。
- ⑦本製品の施工工事以外の建築施工上の欠陥に因る場合。
- ⑧保証期間経過後に申し出がなされたもの、または保証期間内でも初期の損傷を弊社に適切な連絡を行わず長期間放置したために生じた拡大損害の場合。
- ⑨入居者(管理人を含む)または第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失に因る場合。
- ⑩施工時に生じた傷を、適切な補修を行わず放置したために生じた傷が目立つ場合。
- ⑪建物自体の変形や変位等に因る場合。
- ⑫内部結露による下地材の腐食、経年変化による下地材の反り・くずれ等に因る場合。
- ⑬密着曲げ加工部および端面部、ボルトナットの接触面またはその部分に起因する場合。
- ⑭不適当な他材料(銅、鉛、ステンレス等の異種金属、銅イオンを含む防腐処理木材、その他鋼板の腐食を促進させる材料や電蝕作用や化学的または物理的变化を生じさせる他材料等)と組み合わせで使用したことによる起因する場合。
- ⑮雨がかりが全くない場所で使用した場合や水はけが悪い箇所や鋼板の重ね合わせ部分等水が滞留する部分に起因する場合。
- ⑯切粉等のもらい錆に因る場合。
- ⑰施工後の外力(ボール、氷雪害等)に起因する場合。
- ⑱天災または地盤・周辺環境・公害等に起因する場合。
- ⑲特殊環境地域(温泉場や絶えず蒸気等により製品が濡れているような環境の地域、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場並びに地域、海・湖・河川等の周辺で常時しぶきがかかるような地域、煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域)、および施工不可地域で使用された場合の損傷。
- ⑳海岸線より500m未満(但し、離島及び北海道並びに福井県から青森県の日本海側は1km未満)、海塩粒子が飛散する場所または融雪剤、凍結防止剤等により塩害発生の恐れのある地域で使用された場合の損傷。
- ㉑契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象に因る場合。
- ㉒保証書発行申請書或いは提出された施工チェックリストに事実と異なる記載があった場合。
- ㉓その他弊社の責に起因しない場合。

《保証書発行申請手順》

弊社指定の保証書発行申請書に必要事項をもれなくご記入の上、施工完了後速やかに弊社営業所へご提出ください。